三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒文字原六六の一、六七、七一、七二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町大内字明光沢九七の一、一〇四、筆甫字下南山三五の一から三五の六まで、字平場一の一、一の四二、一の四四、一の四五、一の二一三、字西山八の八

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町字木落一九の一、字小倉五の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字木落一九の一（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒文字高平四〇の二、四〇の九、四〇の三三、四〇の三五、四〇の三九、四〇の四五、四〇の四六、四〇の四七（次の図に示す部分に限る。）、四〇の六〇から四〇の六五まで、四〇の六七から四〇の六九まで、四〇の七一、四〇の七三、四〇の七四、四〇の九七、四〇の一〇六、四〇の一一〇から四〇の一一二まで、四〇の一八五、四〇の一八七から四〇の一八九まで、四〇の一九一、四〇の一九四、四〇の一九五、四〇の二〇八、四〇の二二七、四〇の二三一、四〇の二三六、文字鍛冶屋一一九の三九、一一九の四五、一一九の四八から一一九の五〇まで、一一九の一二二、一一九の一八五から一一九の一九三まで、一一九の二三四から一一九の二三六まで、一一九の二三八、一一九の二三九、一一九の二六四、一一九の二六六

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町宮崎字北二四・二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六の一から二六の八まで、二六の一一、二六の一二、二七の一から二七の一一まで、二八の一、二八の二、二八の三（次の図に示す部分に限る。）、二八の四から二八の六まで、二八の九（次の図に示す部分に限る。）、二九の二、二九の五から二九の八まで、二九の一〇、二九の一一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百四十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年六月九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称　株式会社ジェイ・イー・サポート

二　住所　広島県広島市中区小町二番三〇号

三　代表者氏名　代表取締役　石山　講

四　登録年月日　平成二十二年六月一日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地　株式会社ジェイ・イー・サポート本社　広島県広島市中区小町二番三〇号
株式会社ジェイ・イー・サポート東京支店　東京都千代田区内神田一丁目九番十二号

○国土交通省告示第六百四十二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年六月九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称　栗本建設工業株式会社

二　住所　大阪府大阪市中央区瓦町二丁目四番七号

三　代表者氏名　代表取締役　和氣　勝海

四　登録年月日　平成二十二年六月一日